

## 福島県高校生等奨学給付金給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高校生等のいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、教育の機会均等を図ることを目的として、福島県教育委員会が実施する高校生等奨学給付金の給付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)をいう。
- (2) 高校生等 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者(高等学校等就学支援金の支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。)又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象となる者(高等学校等学び直し支援金の支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。)をいう。
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
- (4) 通信制 高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科のことをいう。

### (給付対象者)

第3条 高校生等奨学給付金(以下「給付金」という。)は、基準日現在において、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者に対し、申請に基づき給付する。

- (1) 高校生等の保護者等であること。
- (2) 福島県内に住所を有すること。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受けている世帯又は**保護者等全員の市町村民税所得割が非課税の世帯であること。**

### (給付金の年額)

第4条 高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯区分、高校生等の状況並びに高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。

世帯区分	課程等	高校生等の状況	給付金の年額	
			国公立	私立
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第3	/	/	32,300円	52,600円

6条の規定による生業扶助を受けている世帯	/	/		
2 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯（1の場合を除く。）	通信制以外	第1子	75,800円	84,000円
		第2子以降	129,700円	138,000円
	通信制	/	36,500円	38,100円
注				
(1) 「第1子」とは、次号に掲げる者以外の高校生等をいう。				
(2) 「第2子以降」とは、保護者等に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高校生等並びに保護者等に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の給付金の対象とならない兄弟姉妹及び通信制の高等学校等に通う弟・妹がいる保護者等に扶養されている高校生等をいう。				

（給付申請）

第5条 給付金の給付を受けようとする保護者等は、福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）へ申請書類を提出しなければならない。

（給付決定）

第6条 給付金の給付の可否は、教育長が給付申請に基づき決定し、申請者に通知する。

（給付金の給付）

第7条 給付金は、年額を一括して給付する。

（給付回数）

第8条 給付金の給付回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者についてはこの限りでない。

（返還）

第9条 教育長は、偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けた者があるときは、給付決定を取り消し、給付額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、事業の実施に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日より施行する。